

# 薬局だより

## 海外旅行時の薬の扱い

皆さんは薬を持って海外旅行へ行ったことはありますか？2019年には日本人の出国者数が年間で2000万人を突破し、海外への旅行者は近年増加傾向にあり、それだけ薬を海外に持ち出す機会が増えています。薬を海外旅行に持っていく際、どのような注意点があるのでしょうか。

基本的には病院でもらっている医薬品は1ヶ月以内の滞在であれば申請などは不要ですが渡航中に必要と考えられる分を超えて持参する事は避けましょう。1ヶ月分以上まとめて薬を海外へ持っていく場合は、処方箋のコピーや「薬剤携行証明書」が必要になります。薬剤携行証明書とは薬の名前や、含有量、数量、患者氏名や治療中の疾患名、医師名、医療機関の名称、電話番号だけでなく、他人に譲ったり販売したりする意図がないという文面などが記載されています。証明書は主に薬の処方医や調剤した保険薬局の薬剤師が作成し、処方医の署名サインをもって正式なものとなります。

薬の種類によって制限を受けるものもあります。抗うつ薬や精神安定剤、抗てんかん薬として処方される向精神薬は、あくまでも自身の治療のために自分が携帯して出入国する場合に限り、持っていくことが認められています。向精神薬の総量が一定量を超えなければ、特別な手続きは不要ですが、一定量を超える場合は申請が必要になります。がんの疼痛緩和などの目的で使用される医療用麻薬は、事前に地方厚生局長の許可を受ける必要があります。インスリンやインターフェロンなどの注射薬を航空機内に持ち込む場合は薬剤携行証明書が必要になる場合があります。

また、日本で認可されている薬であっても訪問先の国で規制されている場合もあります。故意ではなく、不注意で持ち込んだ場合でも刑罰を受ける場合があるので事前に訪問先の在日大使館などに確認する必要があります。安心して海外でも「いつもの薬」を使えるよう事前準備をしっかりと行いましょう。

＜参考＞厚生労働省HP  
(薬剤科 石川里紗)

総合南東北病院広報誌「南東北第337号」より転載